

# 1 事業計画書

## (1) 平成30年度 事業方針

社会福祉法の改正及び「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」などを踏まえた「地域福祉の施策化」に向けた対応にあたり、その仕組みづくりの担い手は社会福祉協議会に限定されるものではなく、地域の様々な組織体によって地域福祉施策が展開される傾向にあります。

そのような状況下で「我が事・丸ごと」の地域づくりは、行政による包括支援体制を構築する試みであり、まさに社協が取り組んできた方向性に合致するものであります。地域組織体と競い合うことなく、しっかりと協働し、地域住民と向き合い関係機関と連携し、さらに行政とも協議しながら社協本来事業である小地域福祉活動の充実・強化を図っていきます。

それぞれが目指す地域づくりとともに社協の事業・活動の方向性と果たすべき役割を改めて確認しながら、展開されていく地域共生社会の実現に向けた施策・制度に主体的かつ積極的にかかわり、既存の事業・活動の活性化を模索し、さらには社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進、また新規事業の受託・実施に向けて、社協の特性を活かした総合的・横断的な展開ができるような組織体制づくりや、あらゆる生活課題への解決力を高め、社協の存在意義を積極的に発言しながら、平成30年度は、地域課題解決能力をさらに強固にすることを目標として関係事業を推進していきます。

全社協・地域福祉委員会において取りまとめられた『社協・生活支援活動強化方針(行動宣言と第2次アクションプラン』(平成29年5月改定)では、今日の地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応えることが社会福祉協議会の使命であり、課題解決のための総合力に基づいた実践力が切実に求められているところです。また、事業活動の方向性と具体的な事業展開の強化方針は、「あらゆる生活課題への対応」「地域のつながりの再構築」であり、それに向けたアクションプランとして(1)アウトリーチの徹底、(2)相談支援体制の強化、(3)地域づくりのための活動基盤整備、(4)行政とのパートナーシップを掲げ、地域性と地域生活課題の現状とともに、地域づくりのための事業・活動の展開などの社協本来の役割を踏まえた取り組みのさらなる推進を図ることを目指しています。

また、平成30年度介護保険制度改正と介護報酬及び障害福祉サービス報酬の同時改定となり、厳しい経営状況が続いている中で鉏路市社会福祉協議会として、報酬改定の影響を分析し、介護保険事業の安定経営を目指し、さらには、そこにある職員の雇用の場を守ることが不可欠なことであります。委託事業及び補助事業運営の充実展開は言うまでもない事ではありますが、まずは人的資源と財源確保を充実させながら介護保険事業の経営・運営を行います。

本年度は、「第3期鉏路市地域福祉計画」と連動した新たな地域福祉実践計画「くしろ地域福祉実践プラン2018」(10年計画)の初年度となります。前計画(地域福祉実践プラン2013)の成果と、成し遂げていないことを評価検証した結果を、この計画に位置付けながら目標の達成に向かい各事業を具体的に展開していきます。

地域での生活課題を解決するための基本は官民協働であります。そこに社会福祉協議会も加わり地域住民が、お互いに支え合いながら地域生活を続けていく事ができる「地域の福祉力」と地域で課題解決していく「地域力」を高めることが、鉏路市の地域福祉の充実につながることをしっかりと認識しながら平成30年度の事業を展開します。

## 《基本理念》 あいさつを交し合える地域福祉の推進

地域住民の一人ひとりが、ともに支え合い、互いの人権を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

## 《基本目標》

### 基本目標1 地域福祉の担い手づくり

地域活動を進めるうえで担い手不足という課題が大変顕著になってきています。介護保険制度においても地域ボランティアの需要が高まっており、地域で活躍できる人材や次の世代を担う人材の発掘・育成に取り組むとともに、幼い頃から自然に福祉の心を身につけられるよう、家庭、地域、学校などと連携して福祉教育に取り組み、福祉によるまちづくりを目指します。

### 基本目標2 それぞれが連携・協働し合う環境づくり

時代の推移とともに住みやすい居住環境へと変化してきたその一方で、地域における人間関係の希薄化により、孤立化や災害への不安などが深刻な課題となっています。

小学校区等を基本エリアとした地域におけるネットワークの構築やサロン活動の普及、災害への備えなど、地域住民、関係機関・団体と協働しながら、地域ニーズの発見や課題解決に向けた安全で安心な地域の仕組みづくりを進め、「地域の福祉力」を高めていくことを目指します。

### 基本目標3 自立した生活を送ることができる地域づくり

少子高齢社会により、家族や近隣同士での助け合いや支え合いの活動が低下しつつあります。近年は釧路市において生活困窮者への支援体制が強化されてきています。

誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく自立した生活を望む高齢者や障がい者、生活困窮者、さらには次代を担う子どもたちも含めたすべての地域住民が互いに支え合える地域福祉づくり、そして誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

### 基本目標4 必要な福祉サービス提供の仕組みづくり

介護保険法の改正に伴い、新しい地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業等）が始まるなど、福祉関連制度における環境が変化しており、多様で柔軟なサービスが創設されてきています。一方では、いまだ制度の詳しい内容や相談窓口が広く浸透していないのも現実です。

様々な広報手段を活用し、福祉サービスがわかりやすく、利用しやすい情報提供や柔軟で質の高いサービスの提供、地域包括ケア体制の充実を図っていくとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業など権利擁護事業の総合支援体制づくりを目指します。

### 基本目標5 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

社協活動を進めていくには、市民参加による福祉とあらゆる社会資源の有効活用が不可欠です。地域福祉を推進する中核的組織の一員として、社協活動を実践していくとともに、多様化する福祉ニーズへの対応やより質の高い福祉サービスの提供に向けた職員の育成、財政経営改革の継続や社会福祉法人制度改革に伴う組織・運営体制の強化を図りながら、地域に信頼されるための組織づくりを目指します。

## (2) 平成30年度 重点推進項目

### 1 法人運営部門

#### ○本所事務局

##### (1) 法人全体の運営

- ・ 主要会議の実施(三役会議・総務企画部会・理事会・評議員会・管理職会議・一般職員会議)
- ・ 委員会の適時開催(地域福祉委員会・ボランティアセンター運営委員会・在宅福祉サービス運営委員会・苦情解決に関する第三者委員会)
- ・ 四半期毎の会計監査の実施

##### (2) 役員等体制の強化(役職員研修の充実と実践活動への参画)

##### (3) 事務局体制の強化

- ・ 地区担当職員制の継続展開、総合的人事管理システムの構築、職員処遇の向上

##### (4) 社会福祉法人制度改革に係る、“協働”による地域における公益的な取り組みの検討

##### (5) 財政経営改革の推進と社協活動資金の増強、基金・積立金の安定運用

##### (6) 災害対応マニュアルの整備及び市町村社協協働体による災害対応体制の充実

##### (7) くしろ地域福祉実践プラン2018の実践と評価(「第3期釧路市地域福祉計画」と連携)

##### (8) 赤い羽根共同募金運動への協力

#### ○各支所事務局(地域福祉推進センター)

##### (1) 支所(地域福祉推進センター)の運営

- ・ 地域福祉推進委員会の開催

##### (2) 支所(地域福祉推進センター)の財政経営改革と人事管理の推進

##### (3) 社協会員の増強

##### (4) 釧路市総合福祉センター改修及び保全計画の策定

##### (5) 音別町社会福祉会館運営事業の指定管理受託実施《釧路市》

- ・ 施設老朽化に伴う「旧行政センター跡地活用意見交換会」への参画

### 2 地域福祉活動推進・福祉サービス利用支援部門

#### ○本所事務局

##### (1) 3支所(地域福祉推進センター)地域福祉活動推進部門の総括

- ・ 地域福祉委員会の開催

##### (2) 3支所(地域福祉推進センター)福祉サービス利用支援部門の総括

##### (3) 釧路市ボランティアセンター事業の総括

- ・ 釧路市ボランティアセンター運営委員会の開催

##### (4) 日常生活自立支援事業・成年後見実施機関事業をはじめとする権利擁護推進事業の総括

##### (5) 釧路市生活福祉資金貸付事業の総括

##### (6) 生活支援・就労支援活動を中核とした生活困窮者への総合相談・生活支援体制の強化と関係機関とのネットワーク充実

#### ○支所(地域福祉推進センター)事務局

##### (1) 地域福祉推進事業の実施

- ・ 小地域ネットワーク推進事業／小地域ネットワーク活動活性化事業
- ・ ふれあい・いきいきサロン事業／たすけあいチーム設置推進事業
- ・ 住民福祉活動の組織化事業(地区社協設立促進)
- ・ 福祉懇談会・研修会の開催／ふれあい総合相談事業／健康づくり推進事業
- ・ 関係団体との連携

##### (2) 緊急連絡カード推進事業(愛称:安心バトン)の実施

- ・ 全市的な展開及び対象世帯の継続拡充

##### (3) ボランティアセンター事業(釧路・阿寒・音別)の実施

- ・ ボランティア活動の啓発・振興
- ・ 相談、登録、斡旋、情報収集・提供業務、人材養成支援・研修事業

- ・活動支援・ネットワーク化促進、福祉教育関連事業
- ・釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿った初動体制の確立
- ・釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業の受託《釧路市》
- ・釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の受託《釧路市》
- (4) ふれあい広場事業の実施
  - ・ノーマライゼーションの普及啓発
- (5) 権利擁護事業の実施
  - ・釧路市権利擁護成年後見センターの運営  
日常生活自立支援事業の受託実施《北海道社会福祉協議会》  
成年後見実施機関事業の受託実施《釧路市》  
法人後見事業の実施
- (6) 生活福祉資金貸付事業の受託実施(相談・償還指導)《北海道社会福祉協議会》
- (7) 福祉人材バンク事業の受託実施と機能充実《北海道社会福祉協議会》
  - ・福祉・介護人材マッチング支援事業
- (8) 釧路市ファミリー・サポート・センター事業の受託実施《釧路市》
- (9) 釧路市障害者教養文化体育施設管理運営事業の指定管理受託実施《釧路市》
  - ・釧路湿原全国車いすマラソン大会(第33回)・釧路市身体障害者スポーツ大会の事務局運営
- (10) 釧路市阿寒町子ども交流広場事業の受託運営《釧路市》
- (11) 釧路市音別町放課後子ども広場運営事業の受託運営《釧路市》
- (12) 福祉団体事務の実施《阿寒・音別支所》
  - ・福祉団体事務事業への協力支援
- (13) その他社会福祉事業の実施

### 3 在宅福祉サービス部門

#### ○本所事務局

- (1) 3支所(地域福祉推進センター)在宅福祉サービス支援部門の総括
- (2) 介護保険サービス・障害福祉サービス経営運営マネジメントの実施
  - ・介護給付費、障害者総合支援給付費集計の統括と在宅福祉サービス事業の総括
  - ・介護職の人材確保と総合研修の充実、良質・信頼性あるサービスの提供
  - ・効率的な経営体制の強化
  - ・在宅福祉サービス運営委員会の開催
  - ・訪問型サービスA従事者向け研修会事業の受託実施《釧路市》

#### ○支所(地域福祉推進センター)事務局

- (1) 地域包括支援センター事業の受託《釧路市》
  - ・釧路市東部南地域包括支援センター事業の展開
- (2) 居宅介護支援事業の実施
  - ・4居宅介護支援事業所(あさひまち・てつほく・阿寒町・おんべつ)の連携と機能充実
  - ・介護支援専門員の資質向上と質の高いサービス(ケアマネジメント)の提供
  - ・主任介護支援専門員の養成
- (3) 在宅福祉・介護サービス事業の実施
  - ・ホームヘルプサービス事業(訪問介護・居宅介護・夜間対応型訪問介護)及び各支所における通所介護事業(通所介護・地域密着型通所介護)の安定した運営
  - ・介護職の研修充実と質の高いサービス提供
  - ・新たな指定に基づく釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)訪問型・通所型サービスの実施(平成29年度はみなし指定により事業実施)
- (4) 在宅福祉サービス事業の受託事業《釧路市》
  - ・釧路支所における在宅福祉サービス、望洋ふれあい交流センター管理運営・LSA事業の実施
  - ・阿寒支所における釧路市寝たきり高齢者等移送サービス事業の受託実施
  - ・音別支所における釧路市寝たきり高齢者等移送サービス事業の受託実施

## (3) 平成30年度 事業計画

### I. 本所・釧路支所(地域福祉推進センター)

1 法人運営事業の推進	
1 主要会議の機能強化 (1) 主要会議の開催 (2) 委員会の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人の運営にあたり、適時に三役会議、総務企画部会、理事会、評議員会(定時・臨時)を開催し、円滑な運営を図る。</li> <li>○各支所において地域福祉推進委員会を開催し、各支所の事業運営を協議する。</li> <li>○社協事業の向上を図るための専門的な協議や意見交換を行うとともに主要会議との連動性をもった委員会の機能強化と再編検討を図る。</li> </ul>
2 役員等体制の充実・強化 (1) 役員等の強化 (2) 役員等研修の実施・参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、役員等の補選を行う。評議員の補選に関しては、評議員選任・解任委員会を開催し、協議する。</li> <li>○社協活動への理解を目的とした研修会や北海道社会福祉協議会(以下「道社協」という。)主催の各研修会への参加を促進する。</li> </ul>
3 顕彰事業の充実	○全国・道社協会長表彰などの推薦を行う。
4 事務局体制の強化 (1) 専門職の確保と職員の資質向上 (2) 本所支所間の連携強化と地域性を活かした支所運営 (3) 行政との連携と協働 (4) 地区担当職員制の実施 (5) 総合的人事管理システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の資質向上や職員体制の強化により、地域福祉の向上につながるような事務局運営を進める。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部環境に対応した処遇改善と介護職員の確保に向けた関係機関へのアプローチの強化及びニーズにあった柔軟な勤務形態の確立</li> <li>・ 経験豊かな高齢職員の継続雇用による介護職員の確保</li> <li>・ 専門職を目指す職員養成及び能力向上のための各種研修の充実</li> <li>・ 職員への就業継続支援</li> </ul> </li> <li>○本所・支所機能の効率的な運営体制・連携の強化と各支所の地域性や特色を活かした事業運営を図る。</li> <li>○行政と協働して地域福祉活動を進めるため、行政との更なる連携強化を図り、「第3期釧路市地域福祉計画」と同じ目標に向かって事業を推進する。</li> <li>○地域の組織・団体の会議・行事に参加し、地域住民との相互理解と信頼関係を深め、地域住民と協働して地域づくりを進める。</li> <li>○業務の多様性・専門性に即し、かつ法改正や介護職員の確保の困難性など外部環境の変化に対応した雇用形態・処遇の確保と障がい者の雇用に努める。</li> </ul>
5 経営体制の強化と適正な財務運営の推進 (1) 財政経営改革の推進 (2) 安定した経営・運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉実践計画のもとに安定した事業運営を図るため、財政経営改革を継続して推進する。</li> <li>○随時財政状況の確認を行い、安定した経営・運営に努める。</li> </ul>
6 社協活動資金の増強	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協事業を進めるための自主財源の確保に向けた周知活動を行い、社協活動への理解を求める。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員会費制における新規会員の増強</li> </ul> </li> </ul>
7 災害対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協災害対応マニュアルの内容を充実させ、災害時に職員が迅速に対応できる体制を整備する。</li> <li>○道社協と締結した災害救援活動の支援に関する協定に基づく支援のための体制整備を行う。</li> </ul>
8 地域福祉実践計画の推進と評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉実践計画「くしろ地域福祉実践プラン2018」の初年度としての事業を展開し、事業推進に伴う評価を行い、適正な事業推進に繋げる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉実践計画策定委員会の開催(釧路市と合同)</li> </ul> </li> </ul>
9 共同募金運動の推進	○共同募金運動に対して、各関係団体の協力を促進するとともに、役職員の協力体制を強化して募金運動を推進する。

2 釧路市総合福祉センター運営事業の推進	
1 貸館事業の推進	○釧路市総合福祉センターの利用促進を図る。
2 物品貸出事業の推進	○本会所有の物品貸出事業を推進する。(車いす・行幸用テントなど)
3 設備の維持・管理	○釧路市総合福祉センターの改修及び保全について、計画的な改修及び緊急度に応じた臨時的な修繕を検討・実施する。
4 震災等の対応	○釧路市地域防災計画における避難施設(指定避難施設・津波緊急避難施設)として、釧路市と連携のもと、来館者及び避難者の誘導を速やかに行う。

3 地域福祉推進事業の推進	
1 ふれあいのまちづくり事業の推進 (1)小地域ネットワークづくり事業の促進  (2)小地域ネットワーク推進事業の推進  (3)小地域ネットワーク活動活性化事業の推進  (4)避難行動要支援者避難支援事業との連携 (5)介護予防・健康づくり事業の促進  (6)NPO・地域活動団体等との協働	○地域福祉、在宅福祉の基盤となる小地域ネットワークづくりを促進する。 ○既存地区社協(11地区)に対して、援助を実施する。 ○新規地区社協の設立促進及び地域福祉活動の推進地域の拡充を図る。 ○小地域ネットワーク専門委員会を開催し、情報交換と諸課題の検討協議を行う。 ○「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発を図り、サロン活動者の育成と支援を行い、サロン運営の活動支援を行う。(新規・既存) ・ふれあい・いきいきサロン担当者連絡会の開催(サロンのネットワーク化) ・ふれあい・いきいきサロン活動者研修会の企画開催 ・サロン運営に係る経費に対する助成事業の実施 ○地域における多世代交流を目的とした地域食堂を支援し、地域の繋がり形成や活性化を図る。 ・「みはら・かがやき食堂」、「元町おてら食堂」への協力 ○地域福祉活動の普及を図るための研修・講演会を企画・実施する。 ○小学校区等を基本エリアとしながら柔軟な地域エリア設定を行い、エリア内の団体・組織・人などの横のつながり(ネットワーク)を構築し、コミュニティ・スクールとの連携も図りながら、地域課題の共有と課題解決を地域自らが行えるような関係づくりを目指して事業を展開する。 ・既存指定地区(2校区)への継続支援 ・指定終了地区との継続した関係性の維持 ○釧路市の避難行動要支援者避難支援事業との連携強化を図る。 ・各地域の避難支援団体への活動支援 ○釧路市と連携し、各種介護予防・健康づくり事業を促進する。 ・「中部地区・健康づくり教室」の開催 ・介護予防に関する事業などへの協力 ○地域で優れた活動を行っている団体と事業協力を図り、住民の福祉の充実を図る。
2 住民福祉活動事業の推進	○住民福祉活動の基盤整備を図るため、釧路市連合町内会(以下「連町」という。) ・民児協との「三者懇談会」を開催する。 ○「地域ふくし講座」を開催し、地域福祉の担い手を発掘・育成する。 ○「地域福祉フォーラム」を開催し、先駆的な実践活動の普及と他地域への普及啓発を図る。 ○民児協・連町との連携を深めて、地域福祉のネットワークづくりを促進する。 ○北海道町内会連合会の「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」指定町内会との連携を促進する。
3 緊急連絡カード推進事業の実施 (1)緊急連絡カード推進事業(愛称:安心バトン)の全市的展開	○緊急時や災害時における近隣住民による助け合いと声かけ・見守り活動を促進するため、全市的な「緊急連絡カード推進事業(愛称:安心バトン)」の普及を図る。

(2)関係機関連絡会議の開催・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全市的な展開にあたって関係機関・団体・企業などと連携し、町内会未組織地区や未加入世帯、福祉施設などへの普及を図る。</li> <li>○事業推進にあたって釧路・阿寒・音別地区の連携を強化し、一体的な事業効果を図る。</li> <li>○緊急時・災害時に役立つような情報が記載されるように定期的な更新を促進する。</li> <li>○関係機関との連携を密にし、定期的に情報・意見交換を行う。</li> </ul>
-------------------	---

4 ボランティア活動推進事業の推進	
<p>1 釧路市ボランティアセンターの運営</p> <p>(1)釧路市ボランティアセンター運営委員会の開催</p> <p>(2)活動基盤の整備</p> <p>(3)釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業の実施</p> <p>(4)釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民のボランティア活動及び市民活動に対する理解と関心を深めるとともに、育成及び活動の援助を推進するため、各事業の協議を行い、効果的な事業推進と地域福祉の向上を図る。(年3回)</li> <li>○ボランティア活動に関する広報・啓発活動を強化して市民の広範な参加を促進する。(情報発信の強化) <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市ボランティアセンターホームページの管理・運営</li> <li>・全社協補償制度(各種ボランティア保険)への加入促進</li> </ul> </li> <li>○「ボランティア登録制(個人・団体)」の推進を図る。</li> <li>○市民の善意による預託物品の適正な管理と物品の給付を行う。</li> <li>○ボランティアセンターの体制強化を図りコーディネート機能の向上を図る。</li> <li>○釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを見直し、訓練や体制整備などを促進する。</li> <li>○釧路市民活動センター「わっと」と連携し、ボランティア活動及び市民活動の活性化を図る。</li> <li>○釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業を釧路市より受託実施する。</li> <li>○ご近所ボランティア講座の開催とボランティア登録者への活動支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご近所ボランティア講座の開催</li> <li>・講座修了者の希望に応じたボランティア活動先の斡旋、活動に関する相談・支援の実施</li> <li>・市内の各施設や地域での活動等のボランティア活動に関する情報やボランティア紹介希望の求人情報の集約</li> </ul> </li> <li>○介護予防サポーターの育成と活動支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防サポーター養成講座の開催</li> <li>・介護予防サポータースキルアップ・中・上・復習講座の開催</li> <li>・講座修了者によるサークル「いきいきサポーターズあゆみ」の定例会の開催と活動支援</li> </ul> </li> <li>○釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業を釧路市より受託実施する。</li> <li>○やすらぎ支援員による認知症高齢者の見守りや話し相手のための訪問活動をコーディネートする。また、家庭訪問への同行などにより、なじみの関係づくりを支援する。</li> <li>○やすらぎ支援員報告会を毎月開催し、やすらぎ支援員への助言や指導を行い、認知症高齢者や介護者との調整を図る。</li> <li>○やすらぎ支援員のフォローアップとして、スキルアップ講座の開催、ボランティア活動や各種研修などの情報提供を行う。</li> </ul>
<p>2 ボランティアセンター釧路の運営</p> <p>(1)福祉教育推進事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒・学生を対象に、社会福祉への参加と理解を深め、ボランティアの心を養い、家庭及び地域社会への啓発を図る福祉教育を推進するため、学校や地域と協働で事業を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「釧路市福祉教育協力校指定事業」の実施</li> <li>・「総合的な学習の時間」や「土曜活動」など福祉の学習への支援・協力や講師派遣</li> <li>・「夏のボランティア体験・職業体験事業」の実施</li> </ul> </li> </ul>

<p>(2) 養成研修事業の実施</p> <p>(3) 需給調整・組織化事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路市福祉教育協力校連絡会議の開催(年1回)</li> <li>○ 「福祉の風土づくり事業」として、児童館・児童センター母親クラブと連携した研修事業や助成事業を行い、世代間交流の促進を図る。</li> <li>○ 市民のボランティア活動への支援を行うとともに、研修会や講座などを実施し、ボランティア人口の拡大を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種ボランティア講座の実施や講師派遣などの実施</li> <li>・ 災害ボランティアの研修会などの実施や講師派遣の実施</li> <li>・ 「ボランティア活動実践団体援助事業」の実施</li> </ul> </li> <li>○ 地域や福祉施設・医療機関などのボランティアニーズ把握を図り、活動情報を集約し、需給調整を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「釧路市ふれあい広場」介助ボランティアの募集・活動調整</li> <li>・ 「第33回釧路湿原全国車いすマラソン大会」[7.15(日)]コース係員(ボランティア)の募集・活動調整</li> </ul> </li> <li>○ ボランティア実践者(個人・団体)の活動を支援するとともに、交流を促進し、ボランティアネットワークの展開を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路市ボランティア連絡協議会への活動支援・協力</li> <li>・ 「各種ボランティア養成講座」修了生への活動支援・協力</li> <li>・ 各種ボランティア相談の受付・登録</li> <li>・ 需給調整及び活動調査の実施</li> </ul> </li> <li>○ 地域で活動するボランティアの発掘と育成を行う。</li> <li>○ 企業のフィランソロピー活動への支援や学校と地域をつなぐ福祉教育へのボランティア活動の支援を支援する。</li> <li>○ 釧路地区ボランティアネットワーク推進事業との連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路地区ボランティア活動推進会議への参加</li> <li>・ 釧路地区ボラネット事業(研修会)への参加</li> </ul> </li> <li>○ 全道的なボランティア研修事業への参加を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ボランティア愛ランド北海道 in おたる(仮称)」[10.21(日)・小樽市]</li> </ul> </li> </ul>
---	--

5 福祉啓発事業の推進	
<p>1 調査活動の推進</p> <p>(1) 民生委員児童委員との活動連携促進</p> <p>(2) 社会(地域)福祉に関する情報の整備・諸資料の作成</p> <p>(3) 団体調査・研究機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生委員児童委員の協力による「地域福祉実践計画」に即した事業調査を実施する。</li> <li>○ 社会(地域)福祉に関する情報を整備し、市民が活用できる資料作成に努める。</li> <li>○ 社会福祉団体などに対する活動基礎調査を実施し、各団体に対して活動内容にあった情報(助成)提供に努め、連携強化を図る。</li> </ul>
<p>2 広報活動の推進</p> <p>(1) 『社協だより』の発行</p> <p>(2) 社協ホームページの充実</p> <p>(3) 関係機関との連携による啓発強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社協事業の啓発や報告などの掲載内容を充実させた季刊型『くしろ市社協だより』を年4回発行する。</li> <li>○ 『月刊社協だより』を毎月発行し、民生委員児童委員協議会(以下「民児協」という。)や地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)などへ本会事業等の周知啓発を行う。</li> <li>○ 事業啓発や報告など、定期的にホームページを更新し、情報開示に努める。</li> <li>○ 関係機関・民間の広報紙・情報紙への情報提供による啓発活動を実施する。</li> </ul>

6 福祉振興事業の推進	
<p>1 地域福祉委員会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障がい者福祉、地域福祉活動などを推進するため、各種事業の協議を行い地域福祉の向上を図る。(年3回)</li> </ul>
<p>2 高齢者・障がい者福祉事業の推進</p> <p>(1) ノーマライゼーションの普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 釧路市ふれあい広場2018を開催する。[6.30(土)~7.1(日)]</li> </ul>



(2)関係機関・団体との連携	○釧路市老人クラブ連合会など各種団体と連携して事業を実施する。 ○身体障がい者湯治運動などへの援助・協力を実施する。
<b>3 次世代育成事業の推進</b> (1)ポニーの教室事業の実施  (2)青少年健全育成への支援	○地域支援相談室の早期発達支援事業と連携し、グループ指導による子どもの発達支援と子育てに悩む母親を支援する。 ○社会を明るくする運動の啓発活動に対して事業助成を行う。
<b>4 援護事業の推進</b> (1)無縁物故者等供養事業の実施  (2)旅行者等法外援護事業の実施	○第 90 回釧路市無縁物故者盂蘭盆会法要・第 40 回釧路市水子地蔵尊供養を釧路市仏教会などの協力を得て実施する。[8.20(月)] ○旅行者や要援護者などに法外援護資金の貸付を実施する。
<b>5 福祉団体への助成</b>	○福祉団体の全国・全道規模、または記念大会などの事業に対して、必要に応じて事業助成を実施する。
<b>6 ふれあい相談センターの運営</b>	○総合相談・生活支援体制を担う中核機関として、ふれあい相談センターの総合的な相談・援助機能の強化と体制の充実を図る。

<b>7 権利擁護事業の推進</b>	
<b>1 釧路市権利擁護成年後見センターの運営</b>	○成年後見実施機関事業を釧路市より受託実施する。 ○成年後見制度利用に関わる相談、市民後見人の養成及び活動支援を中心に成年後見制度の利用支援を推進する。 ・成年後見制度の普及啓発及び関する相談支援 ・成年後見制度の申立支援事業 ・市民後見人の養成(市民後見人養成講座・スキルアップ講座) ・市民後見人活動サポート事業 ・審査会及び検討会議の開催 ・釧路市権利擁護成年後見センター運営協議会の開催 ○法人後見事業の実施運営を行う。 ○日常生活自立支援事業を道社協より受託実施する。 ・日常生活自立支援事業の普及・啓発及び関する相談支援 ・日常生活自立支援事業生活支援員研修の開催 ○社会福祉法人社会貢献事業(仮称)実施に向けた体制づくり支援と運営を行う。

<b>8 生活福祉資金等貸付事業の推進</b>	
<b>1 生活福祉資金貸付事業の推進</b> (1)生活福祉資金貸付制度の実施          (2)臨時特例つなぎ資金制度の実施	○生活福祉資金貸付事業を道社協より受託実施する。 ○釧路市が実施する「生活困窮者自立支援法関連事業」と連携し、生活困窮者の生活支援に努める。 ○民生委員や関係機関との連携、制度周知の強化を図り、低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に目的に応じた資金の貸付と必要な援助指導を行う。 ○失業などにより日常生活全般に困難を抱えている世帯に生活費及び一時的な資金を貸付けるとともに継続的な相談支援(就労支援、家計支援など)を行う。 ○高齢者、生活保護世帯などにリバース・モーゲージを利用した生活資金の貸付を実施する。 ○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に緊急小口資金の貸付を実施する。 ○長期滞納世帯実態調査を実施するとともに、償還困難ケースに対して、支払猶予や支払免除の手続きを行う。 ○貸付後の相談援助・償還支援を継続して行う。 ○償還金の口座自動引落しを促進し、償還事務の効率化を図る。 ○離職者を支援するための公的給付や公的貸付制度を申請している住居のない離職者に当面の生活費を貸付け、自立を支援する。
<b>2 特別生活資金事業の推進</b> (1)冬期生活資金貸付事業の実施	○高齢者、障がい者などの低所得世帯に冬期生活資金貸付を実施する。

9 福祉人材バンク運営事業の推進	
<p>1 福祉人材バンク運営事業の推進</p> <p>(1)福祉人材就労斡旋の実施</p> <p>(2)啓発・広報活動の実施</p> <p>(3)福祉人材情報システムの活用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉人材バンク運営事業を道社協より受託実施する。</li> <li>○釧路市が実施する「生活困窮者自立支援法関連事業」と連携し、生活困窮者の就労支援に努める。</li> <li>○福祉マンパワーの発掘(新卒者を含む)や就労斡旋事業所の新規開拓を進める。</li> <li>○市内及び釧路・根室管内福祉施設と登録者を対象に求人求職情報を提供する。</li> <li>○福祉マンパワーに関する情報収集や啓発活動を実施する。</li> <li>○福祉マンパワー活用講習会を開催する。</li> <li>○地域性にマッチした啓発活動を実施する。</li> <li>○中央福祉人材センターや北海道福祉人材センター及び道内6市の人材バンク間の情報ネットワーク活動を促進する。</li> <li>○インターネットを活用した求人登録や求職情報の提供などを促進する。(福祉人材情報システム)</li> </ul>
<p>2 福祉・介護人材マッチング支援事業の推進</p> <p>(1)キャリア支援専門員の配置</p> <p>(2)福祉職場説明会等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・介護人材マッチング支援事業を道社協より受託実施する。</li> <li>○求職者のニーズにあった施設・事業所を紹介するため、多様な職場の開拓を行うとともにわかりやすい求人情報を提供する。</li> <li>○採用後に就職者が定着できる職場づくりができるよう施設・事業所に対し、サービス管理、人材育成システム、労働環境、経営管理などについて指導・助言を行う。また、現任職員に対しては、キャリア相談に応じるなどキャリアアップ支援を行う。</li> <li>○ハローワーク出張相談(釧路・根室)を実施し、求職者ニーズにあった職場紹介を行う。</li> <li>○福祉職場説明会を実施し、福祉職場への就労希望者や関心がある者へ、福祉職場の業務内容などの情報提供や就職に関する各種相談を行う。</li> </ul>

10 ファミリー・サポート・センター運営事業の推進	
<p>1 ファミリー・サポート・センター事業の推進</p> <p>(1)子育てサポートセンター・すくすく(愛称)の運営</p> <p>(2)子育て相互援助活動の促進</p> <p>(3)会員普及と育成の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○釧路市ファミリー・サポート・センター事業を釧路市より受託実施する。</li> <li>○地域ぐるみの子育て支援の充実に向けて、子育て家庭を支える会員制の相互支援活動を促進する。</li> <li>○3支所で事業展開し、運営の効率化を図る。</li> <li>○各種研修会へ参加し、事業向上の研鑽に努める。</li> <li>○地域や関係機関に対して広報啓発活動を展開する。</li> <li>○アドバイザー、サブリーダーを地区に複数配置し、調整の充実を図る。</li> <li>○アドバイザー・サブリーダー連絡会を地区毎に毎月開催し、情報共有を図る。</li> <li>○会員相互による事前打合せや育児援助の調整を行う。</li> <li>○会員の普及・拡充を目的に事業説明・講習会を地区毎に開催する。</li> <li>○安心して活動できる知識・技術などを身につけるため、会員のスキルアップ講習会を各地区で開催する。</li> <li>○会員同士の交流を深め、情報交換の場として会員全体交流会を企画・開催する。</li> <li>○ひとり親家庭への支援や援助活動の充実を図る。</li> </ul>

11 釧路市障害者教養文化体育施設管理運営事業の推進	
<p>1 施設活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○釧路市の指定管理者として、釧路市障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズくしろ(以下、「サンアビ」という。))を管理運営する。【H27～H31年度】</li> <li>○サンアビでの活動を通じ、障がい者の社会参加を促進し、健常者</li> </ul>

	<p>との交流を併せて市民福祉の意識向上を図る。</p> <p>○釧路市障がい福祉計画／釧路市障がい児福祉計画(H30～H32年度)・釧路市障がい者福祉計画(は～とふるプラン)(H30～H39年度)と連動した運営を図る。</p> <p>○サンアビの利用促進を図る。</p>
<p><b>2 障がい者(児)福祉の推進</b></p> <p>(1)スポーツ事業の推進</p> <p>(2)教養文化事業の推進</p> <p>(3)普及事業の推進</p> <p>(4)自主事業の推進</p>	<p>○障がい者(児)のスポーツ普及と地域住民のノーマライゼーション理念の普及啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ教室の開催・協力</li> <li>・リハビリテーションの援助・指導</li> <li>・各種スポーツの援助・指導・派遣</li> <li>・第33回釧路湿原全国車いすマラソン大会の開催(競技説明会・開会式・前夜祭[7.14(土)]、競技・閉会式[7.15(日)])</li> <li>・第36回釧路市身体障がい者スポーツ大会の開催[10月下旬]</li> <li>・第10回釧路北ロータリークラブIDスポーツ大会の開催[11月中旬]</li> <li>・第35回ひまわりIDチャレンジスポーツ大会の開催[3月上旬]</li> </ul> <p>○教養文化活動などを通じて、障がい者(児)の知識向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン指導(初級)の実施</li> <li>・読み書きや算数指導の実施</li> </ul> <p>○各障がい者サークルの活動拠点として場所の提供と支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者スポーツ指導員の講師派遣</li> <li>・障がい者スポーツ指導方法の普及</li> <li>・スポーツサポーターの育成</li> <li>・福祉体験学習の実施</li> </ul> <p>○自主財源による事業推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり推進事業の推進(西部地区・健康づくり教室の開催)</li> <li>・サロン事業の推進(健康サロンの開催)</li> <li>・障がい者スポーツ普及事業の推進(知的・発達障がい児への運動機能促進事業)</li> <li>・「足立顕彰記念障がい者スポーツ基金」による障がい者スポーツ助成事業の推進</li> <li>・赤い羽根チャリティーソフトバレーボール交流会の開催</li> </ul>
<p><b>3 日常生活相談の実施</b></p>	<p>○関係機関や団体との連携のもと、障がい者スポーツやリハビリテーション、日常生活用具、補装具、生活改善などの相談対応を実施する。</p>
<p><b>4 広報活動の推進</b></p>	<p>○サンアビ活動の啓発活動を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの運営・更新</li> <li>・サンアビ独自の広報紙づくり(サークル紹介や事業周知など)</li> </ul>

<p><b>1 2 在宅福祉推進事業の推進</b></p>	
<p><b>1 在宅福祉推進事業の総合化</b></p> <p>(1)在宅福祉推進事業の総合的推進</p> <p>(2)在宅福祉サービス運営委員会の開催</p> <p>(3)社会福祉士・介護福祉士・主任介護</p>	<p>○本所(あさひまち)を中核とし、3支所における各種在宅福祉・介護サービス提供について地域特性を考慮しつつ、それらの相乗効果を発揮した総合的展開を推進する。</p> <p>○各施設における在宅福祉サービスを基盤とし、地域福祉活動の拠点としての機能を高め、地域福祉実践計画(H30～H39年度)による社協事業の地域展開を推進する。</p> <p>○介護等体験事業を始め、各種実習対応を行い、福祉教育・福祉体験教育の実践の場を提供し、福祉の風土づくりに資する。</p> <p>○地域支援事業として、家族介護教室開催事業を釧路市から受託し地域展開を推進する。</p> <p>○介護保険法の一部改正及び障害者総合支援法に基づく報酬改定(H30年度)による経営環境の変化に対応したサービスの供給と安定した経営状態を目指すために、基本運営のあり方を協議しながら事業展開する。</p> <p>○在宅福祉サービスの充実発展のため、運営事業の検証などを行い在宅福祉サービス環境の向上を図る。</p> <p>○職員の社会福祉士・介護福祉士資格取得を促進し、質の高いソ-</p>

<p>支援専門員・介護支援専門員の養成</p> <p>(4) サービス自己評価の実施及び「介護サービス情報の公表」制度における情報の公表</p> <p>(5) 職員の研修・研鑽活動の実施</p> <p>(6) リスクマネジメントの実施</p> <p>(7) サービス提供における各種遂行マニュアルの作成・研修計画及び実施記録の充実</p> <p>(8) 利用者本位のサービス提供</p>	<p>ソーシャルワーク・ケアワークを展開する。</p> <p>○職員の主任介護支援専門員・介護支援専門員(ケアマネジャー)資格取得を促進・更新を図り、ケアマネジメントの手法を前提とした在宅福祉活動を展開する。</p> <p>○現任介護支援専門員資格の維持・資質向上に伴う各種研修への参加を促進する。</p> <p>○サービス提供に対する自己評価に取り組み、事業改善を図り、その内容を公表するとともに、「介護サービス情報の公表」制度における情報の公表を行う。</p> <p>○職員(新任・現任)に対する各種研修・研鑽活動を展開し、サービスの質の向上を目指す。</p> <p>○リスクマネジメントを具体的に展開し、安全で安心なソーシャルワーク・ケアワークを推進する。</p> <p>○各種サービス提供における質を確保するため、遂行マニュアルの作成・研修計画及び実施記録の充実を図る。</p> <p>○利用者ニーズを捉えたサービスを提供する。(制度外サービス)</p>
<p>1 地域包括支援センター事業・居宅介護支援事業の推進</p> <p>(1) 地域包括支援センター事業の受託実施</p> <p>(2) 介護保険制度における指定介護予防支援事業・居宅介護支援事業の実施</p>	<p>○釧路市東部南地域包括支援センター事業を釧路市より受託実施する。</p> <p>○当センターにおいて、釧路市における7つの日常生活圏域の内のひとつ、「東部地区南部」における地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定、保健、医療の向上と福祉の増進のため、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種によるチームアプローチと当地域における各種関係機関・団体などのネットワークのもと、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談支援業務</li> <li>・権利擁護業務</li> <li>・包括的・継続的ケアマネジメント</li> <li>・介護予防ケアマネジメント</li> </ul> <p>○地域包括ケアシステム実現に向け、日常生活圏域内における多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、対象者が地域で自立した生活を営むために必要な支援体制を検討する事を目的に「地域ケア会議」を開催する。</p> <p>○地域支援コーディネーターを配置し、住み慣れた地域にて必要な医療・介護のサービスが切れ目なく利用できるよう、在宅医療介護連携推進事業を市と協働し、推進する。</p> <p>○認知症高齢者地域サポート事業を釧路市から受託し、認知症になっても住み慣れた地域で生活が維持できるよう、地域理解を進める事を目的に認知症サポーター養成講座やサポーターのスキルアップ講座を開催する。</p> <p>○認知症高齢者の支援を地域とともに支援していくために認知症地域支援推進員を配置し、地域において様々な方が集える場所づくりやサポーターの活動の場づくりを目的に「地域カフェ」の事業を展開する。また、認知症高齢者への早期発見・対応につながる仕組みとして釧路市の認知症初期集中支援チームを推進する。</p> <p>○地域において認知症などの高齢者が行方不明になった際、できるだけ早く発見・保護できる仕組みや見守りができる地域づくりを進めるため、釧路市東部南地区SOSネットワーク模擬訓練を実施する。</p> <p>○地域包括支援センター調査事業を継続的に実施するため、調査員を配置し、高齢者の生活状況やニーズを把握し、潜在的な要援護者の発見や必要なニーズへの支援を図る。</p> <p>○釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の推進のため、第2層生活支援コーディネーターや協議体での協議のもと、地域のニーズや活用できる社会資源の把握、ボランティア等との提供主体の確保などを進め、通いの場の創出など地域における支え合いの体制づくりを目指す。(継続)</p> <p>○指定介護予防支援事業として、介護予防支援事業(ケアマネジメント)の展開と各居宅介護支援事業所への一部委託を進める。</p>

<p>(3)生活保護法における指定介護機関事業の実施</p> <p>(4)地域総合相談・生活支援システムの構築</p>	<p>○釧路支所の指定居宅介護支援事業所において、利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用者や家族の意向に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようにケアマネジメントを展開する。また、地域包括支援センターより介護予防ケアマネジメントを受託し、連携を図りながら介護予防ケアマネジメントを展開する。</p> <p>○釧路市から要介護認定訪問調査事業を受託実施する。(担当介護支援専門員・訪問調査員)</p> <p>○制度を遵守し、各職種との連携によるケアマネジメントを展開し、質の高い事業所として、資格取得者への実習受け入れを行う。</p> <p>○医療機関との連携を重視し、居宅介護支援事業所の体制づくりを強化する。</p> <p>○生活保護法による指定介護機関として、介護予防支援事業・居宅介護支援事業のサービスを提供する。</p> <p>○地域総合相談・生活支援システム窓口として、地域包括支援センター機能を活かした事業展開を図る。</p> <p>○地域での情報交換によるケアマネジメントを展開し、釧路市包括ケア会議への参加や地域ケア会議を開催する。</p>
<p>2 望洋ふれあい交流センターの管理運営</p> <p>(1)老人福祉センターの管理運営</p> <p>(2)ふれあい広場の管理運営</p> <p>(3)LSA機能の管理運営</p>	<p>○望洋ふれあい交流センター内老人福祉センター運営委員会との連携のもと、センターの利用促進を図り、地域高齢者の活動拠点づくりを目指す。</p> <p>○望洋ふれあい交流センター内ふれあい広場の有効活用を啓発し、世代交流などのコミュニティづくりを進める。 ・地域交流盆おどり・地域交流演芸大会</p> <p>○隣接する高齢者世話付住宅(市営・道営)の緊急通報システムの管理や生活援助活動などをLSA(生活援助員)の活動により実施し、市営事業と道営事業の一体化を進め、居住者の在宅生活を支援する。</p> <p>○釧路市が行う地域支援事業(高齢者住宅等安心確保事業)との連携を図る。</p> <p>○隣接する春採望洋地区集会所の管理運営を支援する。</p>
<p>3 ホームヘルプサービス事業の推進</p> <p>(1)ホームヘルプサービス事業の体制整備</p> <p>(2)介護保険制度における訪問介護事業並びに介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス・訪問型サービスA)の実施</p> <p>(3)釧路市ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業の受託実施</p> <p>(4)障害者総合支援法における指定居宅介護等事業の実施</p>	<p>○各ステーションにおいて、サービス提供責任者が中心となったチームケアの実施やチーム運営方式を展開し、介護予防訪問介護計画・訪問介護計画策定の充実を図る。</p> <p>○多様なニーズに合わせたサービス提供に対応するため、人材の確保に努める。(研修などの検討・企画・実施)</p> <p>○在宅福祉サービスの中核として、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅で有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>○釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)に伴う、訪問型サービス(訪問介護・基準緩和による訪問型サービスA)を展開する。</p> <p>○要支援1・2の利用者に対して、介護予防の視点によるサービスを提供するよう、指定介護予防訪問介護事業者として釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護サービス)を展開する。</p> <p>○生計困難者(住民税世帯非課税のうち特に生計困難である方等)に対する利用者負担の軽減を行う。</p> <p>○関連する外部環境の変化に対応すべく、情報収集を行いながらサービスの安定供給体制を確立する。</p> <p>○サービス利用者の満足度や意向などを汲み取りながらサービス提供できるような仕組みを構築する。</p> <p>○ひとり親家庭に対するホームヘルパーを派遣する事業を釧路市から継続して受託実施する。</p> <p>○障がい者に居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスを提供する。</p>

<p>(5) 生活保護法における指定介護機関事業の実施</p> <p>(6) 地域密着型サービスの展開</p> <p>(7) 生活援助中心型サービス従事者の研修の実施・検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行動援護事業への地域ニーズが高まっていることから、サービス提供への課題などを検討する。</li> <li>○地域生活支援事業における移動支援事業・日中一時支援事業を継続実施する。</li> <li>○生活保護法による指定介護機関として、訪問介護事業、釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス・訪問型サービスA)のサービスを提供する。</li> <li>○夜間対応型訪問介護事業の継続運営、的確な経営シミュレーションを行い、安定した事業運営を実施する。</li> <li>○夜間における人員体制の最適化を図り、安定したオペレーション業務及びサービス提供を実施する。</li> <li>○H30 年度から身体介護と生活援助の報酬単価のメリハリをつけるという国の方針により、生活援助中心型のサービス従事者の研修修了者がケアにあたることが可能となるため、研修の実施に向けた情報収集を行い、企画立案に結びつける。</li> </ul>
<p>4 デイサービス事業の推進</p> <p>(1) デイサービス事業の体制整備</p> <p>(2) 介護保険制度における通所介護事業並びに介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)の実施</p> <p>(3) 生活保護法における指定介護機関事業の実施</p> <p>(4) 経営基盤の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス体制の区分変更による事業の充実と円滑化を図る。</li> <li>○公設民営としてのデイサービスセンターの管理運営にあたり、介護、看護職員の適正配置と事業の安全かつ円滑な運営を行う。</li> <li>○介護保険制度の中にあつて、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅で有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。</li> <li>○要支援1・2の利用者に対して、介護予防の視点によるサービスを提供するよう釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)を展開する。</li> <li>○利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持に努める。</li> <li>○利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るレスパイトケアの援助を行う。</li> <li>○生計困難者(住民税世帯非課税のうち特に生計困難である方など)に対する利用者負担の軽減を行う。</li> <li>○サービス利用者の満足度や意向などを汲み取りながらサービス提供できるような仕組みを構築する。</li> <li>○職員に対する研修を計画的に行い、ケア技術及び資質向上を図る。</li> <li>○生活保護法による指定介護機関として、通所介護事業、釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)を提供する。</li> <li>○経営的観念を持ち、具体的数値目標を掲げ、経営基盤の確立に努める。</li> <li>○各デイサービスセンターの運営基準に併せた経営改善を図る。</li> </ul>

## II. 阿寒支所(地域福祉推進センター)

1 地域福祉活動推進事業の推進	
<p>1 阿寒支所(地域福祉推進センター)の運営</p> <p>(1) 自主財源の確保に向けた強化</p> <p>(2) 役員等研修の実施・参加</p>	<p>○阿寒支所(地域福祉推進センター)において、地域福祉推進委員会を開催する。</p> <p>○社協事業を進めるための自主財源の確保に向けた周知活動を行い、社協活動への理解を求める。</p> <p>○社会福祉資金造成事業「第34回チャリティーかくし芸大会」開催の協力支援する。</p> <p>○地域福祉推進委員に対し、社協活動を理解することを目的とした研修会の実施や道社協主催の各研修会への参加を促進する。</p>
<p>2 広報活動の推進</p> <p>(1) 『あかん支所だより』の発行</p> <p>(2) 社協ホームページなどの活用</p> <p>(3) 関係機関との連携による啓発強化</p>	<p>○阿寒支所広報紙『あかん支所だより』を発行し、わかりやすい福祉サービスなどの情報提供を実施する。(阿寒地域へ全戸配布)</p> <p>○季刊型『くしろ市社協だより』(本所発行)を全戸配布する。</p> <p>○社協ホームページや『月刊社協だより』などを活用した社協事業の啓発を実施する。</p> <p>○行政広報誌など関係機関・民間の広報誌、報道機関への情報提供による社協事業の啓発活動を実施する。</p>
<p>3 福祉振興事業の推進</p> <p>(1) 高齢者・障がい者福祉事業の推進</p> <p>(2) 次世代育成の支援</p> <p>(3) 福祉団体への支援</p>	<p>○高齢者・障がい者福祉などの各事業内容について各部会を開催し、効率的な事業展開を推進する。</p> <p>○地域にノーマライゼーションの理念の普及を図り、障がい者に対する正しい理解の促進と高齢者・障がい者の社会参加を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第32回釧路市阿寒町ふれあい広場」事業の実施</li> <li>・「第2回阿寒地域福祉運動会」の実施</li> </ul> <p>○老人クラブ連合会など各種団体と連携して事業を実施する。</p> <p>○たすけあいチームにおける地域交流事業と連携した子育て支援を実施する。</p> <p>○関係機関と連携を図り、各種事業の支援を実施する。</p> <p>○社会福祉団体事務事業への支援を行う。</p> <p>○社会福祉団体からのニーズを捉え、適正な事業助成を行う。</p>
<p>4 地域福祉推進事業の推進</p> <p>(1) 小地域ネットワーク事業(たすけあいチーム設置推進事業)の推進</p> <p>(2) 住民福祉活動事業の推進</p> <p>(3) 権利擁護事業の実施</p> <p>(4) 防災・防犯活動の推進</p>	<p>○地域福祉・在宅福祉の基盤となる小地域ネットワークづくりを促進し、単位町内会の住民の支え合いによる相互援助活動ネットワーク「たすけあいチーム」の設置推進を図る。</p> <p>○たすけあいチーム未設置町内会への活動展開を強化し、新たなたすけあいチームの設置を促進する。</p> <p>○たすけあいチーム設置町内会(2連合町内会16町内会)に対して指導援助を実施する。</p> <p>○阿寒地区連町、阿寒地区民児協と連携した小地域ネットワークでの日常生活支援(声かけ・見守り)活動の推進、「緊急連絡カード(愛称:安心バトン)」の設置促進を図る。</p> <p>○デイサービスや移送サービス、居宅介護支援などの既存事業を活用した声かけ・見守り活動を推進する。</p> <p>○「阿寒地域住民福祉活動研修会」を開催し、実践活動の普及啓発と福祉意識の醸成を図る。</p> <p>○「たすけあいチーム研修会」(推進懇談会)を開催し、たすけあいチームの設置拡充と各町内会関係者の情報交換を促進する。</p> <p>○釧路市権利擁護成年後見センターと連携し、成年後見制度などの相談に対応し、普及啓発を図る。</p> <p>○法人後見事業を推進する。</p> <p>○日常生活自立支援事業を実施する。</p> <p>○地域での防災訓練や行政の総合防災訓練などへの協力を行う。</p> <p>○レスキューキッチンシステムなどを使用した災害救援実践講座を開催し、災害時を想定した炊き出し訓練の実施と防災意識の啓発を図る。</p> <p>○避難行動要支援者避難支援事業と連動して情報の共有化を図り、</p>

	声かけ・見守り活動の推進を図る。
<b>5 ボランティア活動推進事業の推進</b> <b>(1) ボランティアセンター阿寒の運営</b>  <b>(2) 活動基盤の整備</b>  <b>(3) 福祉教育推進事業の推進</b>  <b>(4) 養成研修事業の実施</b>  <b>(5) 釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業・釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施</b>  <b>(6) 需給調整・組織化事業の推進</b>	○市民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成・援助を行うとともに、ボランティア相互の連絡を密にし、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に資する。 ○ボランティア活動に関する広報・啓発活動に努め、阿寒地域住民の広範な参加を促進する。 ・ホームページ更新(釧路市ボランティアセンター) ・インターネットなどによるボランティア情報の収集・提供 ・ボランティア登録制の推進 ・全社協補償制度(各種ボランティア保険)への加入促進 ○ボランティアコーディネーターを1名配置し、ボランティアセンターの体制強化とコーディネート機能の充実を図る。 ○釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿った釧路市赤十字奉仕団阿寒分団との連携による災害時の体制整備などを協議する。 ○市民の善意による預託物品の効率的な運営を図る。 ○児童・生徒を対象に、社会福祉への参加と理解を深め、ボランティアの心を養い、家庭及び地域社会への啓発を図る福祉教育を推進するため、学校や地域と協働で事業を推進する。 ・「釧路市福祉教育協力校指定事業」の実施 ・「総合的な学習の時間」など福祉の学習への支援・協力や講師派遣 ・「夏のボランティア体験・職業体験事業」の実施 ○市民のボランティア活動への支援とともに、研修などを企画実施し、ボランティア人口の拡大を図る。 ・ボランティア実践者の情報交換と新たなボランティアの養成研修を目的とした「ボランティアのつどい」事業(阿寒町ボランティア団体連絡協議会共催)の開催協力 ・地域における災害ボランティアの育成支援と防災意識の向上のため「災害救援(炊き出し)実践講座」を開催 ・各種ボランティア研修会などへの参加促進 ○釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業及び釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業を実施する。 ・「ご近所ボランティア講座」の開催及び活動支援 ・「介護予防サポーター養成講座」の開催及び活動支援 ・「やすらぎ支援員基礎研修」の開催及び支援員の活動支援 ○地域住民、福祉施設・医療関係などのニーズ把握を図り、ボランティア活動の情報を集約し、需給調整する。また、ボランティア団体の交流を促進し、ボランティアネットワークの展開を図る。 ・阿寒町ボランティア団体連絡協議会や阿寒地域のボランティア団体及びボランティア活動実践者の活動支援 ・ボランティア相談・登録・需給調整及び活動調査の実施 ○釧路地区ボランティアネットワーク推進事業との連携を図る。 ○全道的なボランティア研修事業への参加を促進する。 ・「ボランティア愛ランド北海道 in おたる(仮称)」[10.21(日)・小樽市]
<b>6 生活福祉資金貸付事業の推進</b>	○相談受付業務を推進する。 ○長期滞納世帯の実態調査並びに滞納世帯に対する償還支援を実施する。
<b>7 共同募金運動の推進</b>	○共同募金運動に対して、各関係団体の協力を促進するとともに、役職員の協力体制を強化して募金運動を推進する。
<b>8 ファミリー・サポート・センター事業の推進</b> <b>(1) 子育てサポートセンター・すくすく(愛称)の運営</b> <b>(2) 子育て相互援助活動の促進</b> <b>(3) 会員普及と育成の促進</b>	○子育て家庭を支える会員制の相互支援活動事業を推進し、地域ぐるみの子育て支援の充実を図る。 ○本所と連携を図りながら事業運営の効率化を図る。 ○アドバイザー・サブリーダー連絡会を毎月開催し情報共有を図る。 ○アドバイザー・サブリーダーと連携し、育児援助の調整を図る。 ○広報・啓発活動を地域や関係機関に展開し、普及啓発を図る。 ○会員の普及・拡充を目的に事業説明・講習会を開催する。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心して活動できる知識・技術などを身につけるため、会員のスキルアップ講習会を開催する。</li> <li>○会員の交流を深め、情報交換の場として全体交流会を企画・開催する。</li> </ul>
9 子ども交流広場事業の受託・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阿寒町子ども交流広場事業を釧路市より受託実施する。</li> <li>○関係機関と連携し、安全で安心な「遊びと生活の場」の提供に努める。</li> <li>○地域交流、活動支援ボランティアの推進を図る。</li> </ul>

2 在宅福祉サービス事業の推進	
1 デイサービス事業の推進 (1) 介護保険制度における指定介護予防通所介護事業・通所介護事業の受託実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○釧路市からの受託事業として、阿寒町デイサービスセンター(通常規模型)の管理運営にあたり介護、看護職員等の適正配置と事業の安全かつ円滑な運営を展開する。</li> <li>○本会デイサービスセンター間の連携を密にし、情報共有しながら適切な事業の運営・経営の安定と円滑化を図る。</li> <li>○介護が必要な状態となった場合に、利用者が可能な限り居宅で有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。</li> <li>○通所介護及び釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス・通所型サービスA)の一体型事業を展開する。</li> <li>○利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上に努める。</li> <li>○利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る援助を行う。</li> <li>○サービス利用者の満足度、意向などを汲み取りながらサービス提供できるような仕組みを構築する。</li> <li>○新任、現任職員に対する研修を計画的に行い、ケア技術及び資質向上を図る。</li> </ul>
2 居宅介護支援事業の推進 (1) 介護保険制度における指定居宅介護支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用者及び家族の意向に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように援助を行う。</li> <li>○制度を遵守し介護保険制度に関連する外部環境の変化に対応した、質の高いケアマネジメントを実践する。</li> <li>○釧路市から要介護認定訪問調査事業を受託実施する。(担当介護支援専門員・訪問調査員)</li> <li>○地域包括支援センターからの介護予防ケアマネジメントを受託実施するとともに連携を図り、在宅福祉サービスの向上に努める。</li> </ul>
3 在宅福祉サービス事業の受託実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○釧路市寝たきり高齢者等移送サービス事業を釧路市より受託実施する。</li> <li>○家族介護支援事業(家族介護教室)を釧路市より受託実施する。</li> </ul>

### Ⅲ. 音別支所(地域福祉推進センター)

1 地域福祉活動推進事業の推進	
<p>1 音別支所(地域福祉推進センター)の運営</p> <p>(1) 自主財源の確保に向けた強化</p> <p>(2) 役員等研修の参加</p>	<p>○音別支所(地域福祉推進センター)において、地域福祉推進委員会を開催する。</p> <p>○社協事業を進めるための自主財源の確保に向けた周知活動を行い、社協活動への理解を求める。</p> <p>○音別支所地域福祉推進委員に対し、道社協等主催の各研修会への参加を促進する。</p>
<p>2 広報活動の推進</p>	<p>○音別支所広報紙『おんべつ支所だより』を発行し、わかりやすい福祉サービスなどの情報提供を実施する。(音別地域へ全戸配布)</p> <p>○季刊型『くしろ市社協だより』(本所発行)を全戸配布する。</p> <p>○社協ホームページや『月刊社協だより』などを活用した社協事業の啓発を実施する。</p>
<p>3 地域福祉推進事業の推進</p> <p>(1) 小地域ネットワーク事業の推進</p> <p>(2) 高齢者・障がい者福祉事業の推進</p> <p>(3) 住民福祉活動事業の推進</p> <p>(4) 権利擁護事業の推進</p> <p>(5) 防災・防犯活動の推進</p> <p>(6) 次世代育成事業への支援</p> <p>(7) 福祉団体への支援</p>	<p>○地域福祉の基盤となる小地域ネットワークづくり事業を推進し、住民支え合いによる相互援助活動推進を図る。</p> <p>○いきいきサロン事業(8地区)の継続支援を実施する。</p> <p>○町内会組織と連携し、緊急連絡カード推進事業(愛称:安心バトン)の充実と実施地区への事業モニタリング(現況調査)を行う。</p> <p>○デイサービスや移送サービス、居宅介護支援などの既存事業を活用した声かけ・見守り活動を推進する。</p> <p>○地域にノーマライゼーションの理念の普及を図り、障がい者に対する正しい理解の促進と高齢者・障がい者の社会参加を促進する。</p> <p>・「釧路市音別町ふれあい広場」事業の実施</p> <p>○サロン活動を通して、介護予防事業の推進に努める。</p> <p>○老人クラブ連合会など、関係機関と連携を図りながら事業を推進する。</p> <p>○関係機関との連携・情報の共有化を図り事業の協働開催を図る。</p> <p>○地域福祉活動の普及のための講演会などを企画・検討する。</p> <p>○釧路市権利擁護成年後見センターと連携し、成年後見制度などの相談に対応し、普及啓発を図る。</p> <p>○法人後見事業を推進する。</p> <p>○日常生活自立支援事業を実施する。</p> <p>○地域での防災訓練や行政の総合防災訓練などへの協力を行う。</p> <p>○避難行動要支援者避難支援事業と連動して情報の共有化を図り、防災・防犯に対する意識の高揚を図る。</p> <p>○関係機関が実施する育成事業への支援を行う。</p> <p>○福祉関係団体事務事業への支援を行う。</p> <p>○社会福祉団体ニーズを捉え、適正な事業助成を行う。</p>
<p>4 ボランティア活動推進事業の推進</p> <p>(1) ボランティアセンター音別の運営</p> <p>(2) 活動基盤の整備</p> <p>(3) 福祉教育推進事業の推進</p>	<p>○市民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成・援助を行うとともに、ボランティア相互の連絡を密にし、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に資する。</p> <p>○ボランティア活動に関する広報・普及活動に努め、音別地域住民の広範な参加を促進する。</p> <p>・ホームページ更新(釧路市ボランティアセンター)</p> <p>・インターネットなどによるボランティア情報の収集・提供</p> <p>・ボランティア登録制の推進</p> <p>・全社協補償制度(各種ボランティア保険)への加入促進</p> <p>○ボランティアコーディネーターを配置し、センター活動体制強化とコーディネート機能の充実を図る。</p> <p>○市民の善意による預託物品の適正管理と、効率的な運用を図る。</p> <p>○釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを見直し、訓練や体制整備などを促進する。</p> <p>○災害時対応や赤十字活動への支援・協力体制の強化</p> <p>○児童・生徒のボランティア活動や福祉体験学習などへの支援を通じて、社会福祉への参加と理解を深め、家庭・地域・学校が協働</p>

<p>(4) 養成研修事業の実施</p> <p>(5) 釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業・釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施</p> <p>(6) 需給調整・組織化事業の推進</p>	<p>してボランティアの精神を養い、福祉の意識の醸成に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「釧路市福祉教育協力校事業」の実施</li> <li>・「総合的な学習の時間」など福祉の学習への支援・協力や講師派遣</li> <li>・「夏のボランティア体験・職業体験」の実施検討</li> </ul> <p>○市民のボランティア活動への支援とともに、必要とされる研修を企画実施し、新たなボランティアを育成する。</p> <p>○ボランティア連絡協議会と連携し、各種研修事業を行い、ボランティア活動の拡充を図る。</p> <p>○釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業及び釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ご近所ボランティア講座」の開催及び活動支援</li> <li>・「介護予防サポーター養成講座」の開催及び活動支援、定例会の実施</li> </ul> <p>○地域住民、福祉施設、医療関係からのボランティアニーズを把握し、ボランティア活動のコーディネートを行う。</p> <p>○釧路市と協働した認知症サポーター養成講座を開催し、ボランティアの育成支援を行う。</p> <p>○釧路地区ボランティアネットワーク推進事業との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路地区ボランティア活動推進会議への参加</li> <li>・釧路地区ボラネット事業(研修会)への参加</li> </ul> <p>○全道的なボランティア研修事業への参加を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティア愛ランド北海道 in おたる(仮称)」[10.21(日)・小樽市]</li> </ul>
<p>5 生活福祉資金貸付事業の推進</p>	<p>○相談受付業務を推進する。</p> <p>○長期滞納世帯の実態調査並びに滞納世帯に対する償還支援を実施する。</p>
<p>6 共同募金運動の推進</p>	<p>○共同募金運動に対して、各関係団体の協力を促進するとともに、役職員の協力体制を強化して募金運動を推進する。</p>
<p>7 ファミリー・サポート・センター事業の推進</p> <p>(1) 子育てサポートセンター・すくすく(愛称)の運営</p> <p>(2) 子育て相互援助活動の促進</p> <p>(3) 会員普及と育成の促進</p>	<p>○子育て家庭を支える会員制の相互支援活動事業を推進し、地域ぐるみの子育て支援の充実を図る。</p> <p>○本所と連携を図りながら事業運営の効率化を図る。</p> <p>○アドバイザー・サブリーダー連絡会を毎月開催し情報共有を図る。</p> <p>○アドバイザー・サブリーダーと連携し、育児援助の調整を図る。</p> <p>○広報・啓発活動を地域や関係機関に展開し、普及啓発を図る。</p> <p>○会員の普及・拡充を目的に事業説明・講習会を開催する。</p> <p>○安心して活動できる知識・技術などを身につけるため、会員のスキルアップ講習会を開催する。</p> <p>○会員の交流を深め、情報交換の場として全体交流会を企画・開催する。</p>
<p>8 放課後子ども広場事業の受託・推進</p>	<p>○音別町放課後子ども広場事業を釧路市より受託実施する。</p> <p>○関係機関と連携し、安全で安心な「遊びと生活の場」の提供に努める。</p> <p>○地域交流、活動支援ボランティアの推進を図る。</p>

<p><b>2 在宅福祉サービス事業の推進</b></p>	
<p>1 デイサービス事業の推進</p> <p>(1) 介護保険制度における指定介護予防通所介護事業・通所介護事業の受託実施</p>	<p>○釧路市からの受託事業として、音別町指定通所介護事業所(地域密着型)の管理運営にあたり、介護、看護職員の適正配置と事業の安全かつ円滑な運営を展開する。</p> <p>○本会デイサービスセンター間の連携を密にし、情報共有しながら適切な事業の運営・経営の安定と円滑化を図る。</p> <p>○介護が必要な状態となった場合に、利用者が可能な限り居宅で有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。</p> <p>○通所介護及び釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス・通所型サービスA)の一体型事業を展開する。</p> <p>○利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上に努める。</p> <p>○利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る援助を行う。</p> <p>○サービス利用者の満足度、意向などを汲み取りながらサービス提</p>

	<p>供できるような仕組みを構築する。</p> <p>○新任、現任職員に対する研修を計画的に行い、ケア技術及び資質向上を図る。</p>
<p><b>2 居宅介護支援事業の推進</b>  <b>(1) 介護保険制度における指定居宅介護支援事業の実施</b></p>	<p>○利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用者及び家族の意向に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように援助を行う。</p> <p>○制度を遵守し、介護保険制度に関連する外部環境の変化に対応した、質の高いケアマネジメントを実践する。</p> <p>○釧路市から要介護認定訪問調査事業を受託実施する。(担当介護支援専門員・訪問調査員)</p> <p>○地域包括支援センターからの介護予防ケアマネジメントを受託実施するとともに連携を図り、在宅福祉サービスの向上に努める。</p> <p>○災害時の速やかな利用者の安否確認と行政との情報共有を図る。</p>
<p><b>3 在宅福祉サービス事業の推進</b></p>	<p>○釧路市寝たきり高齢者等移送サービス事業を釧路市より受託実施する。</p> <p>○家族介護支援事業(家族介護教室)を釧路市より受託実施する。</p> <p>○『おんべつ支所だより』を介して、福祉サービス情報提供を行う。</p>

<p><b>3 釧路市音別町社会福祉会館管理事業の推進</b></p>	
<p><b>1 管理運営業務の推進</b></p>	<p>○釧路市の指定管理者として、音別町社会福祉会館を管理運営する。  <b>【H27～H31 年度】</b></p> <p>○施設・設備の維持管理を適切に行う。</p> <p>○市民サービスの向上、利便性向上に努める。</p> <p>○指定管理期間終了後の音別支所事務所のあり方を検討する。</p>